

神奈川県提案(平成29年)に対する対応について

	管理番号 (注1)	提案事項 (事項名)	制度の所管・ 関係府省庁	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (H29.12.26閣議決定)
1	3	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続きの見直し	内閣府、総務省	—(注2)
2	4	児童発達支援センターにおける食事提供方法について、施設内調理以外の方法への緩和	厚生労働省	児童福祉法(昭22法164) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。 ・児童福祉施設における食事の提供(同省令11条)のうち、児童発達支援センター(43条)については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	5	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の經由事務の廃止	国土交通省	建設業法(昭24法100) 二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する方向で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討と併せて検討し、平成30年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(注1)「管理番号」は、国(内閣府)の整理により付されたものであり、内閣府HPから同番号に基づき、提案事項の検討の経過や対応方針後の措置等を確認することができません。

(内閣府HP:平成29年の提案募集について)

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2017/index-h29.html>

(注2)「—」は、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において記載されなかったことを示しています。

(注3)提案項目のうち、提案時点で、「見直しの方向性が示されている」として検討対象外となった事項があります。